

特別口座を開設する口座管理機関等の公告

平成 20 年 11 月 7 日

株主および登録株式質権者各位

埼玉県蕨市塚越 4 丁目 12 番 17 号
株式会社オプトエレクトロニクス
代表取締役社長 俵 政 美

当社は、平成 21 年 1 月 5 日に施行される、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）附則第 8 条第 1 項に基づき、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別口座の開設および記録のために必要な通知

決済合理化法の施行日において、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について、同法施行日以後遅滞なく、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

住所：東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

以上

(注)「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、機構に預託されていない株券について、株主および登録株式質権者の権利を確保するために、発行会社が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および登録株式質権者については、施行日後も当該証券会社等の口座に株式が記録されるため、特別口座は開設されません。